

こども積立定期預金

商品名(愛称)		こども積立定期預金
ご利用いただける方		高校生以下のお子さまのご両親又は祖父母の方
こども積立定期預金の仕組み		<契約期間が3年未満の場合> ・お預け入れごとに預入日から満期日までの定期預金になります。 <契約期間が3年以上の場合> ・満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定めます。 ・利息計算日に、以下の内容に従い利息計算された複数の定期預金をおまとめし、同日を預入日として、元利金で新たな定期預金を預け入れます。 ・預入日から直近の利息計算日までの期間が1年以上の場合は、預入日から直近の利息計算日までの定期預金になります。 ・預入日から直近の利息計算日までの期間が1年未満の場合は、預入日からその次の利息計算日までの定期預金になります。 ・上記にかかわらず、預入日から満期日までの期間が3年未満の場合は、預入日から満期日までの定期預金になります。
契約期間		6か月以上20年以内で、最長お子さまが20歳になる誕生日まで(3か月の据置期間を含みます)。 ※満期日の3か月前の日までが「預け入れできる期間」になります。
預け入れ	預入方法	毎月、一定の払込日に一定額を自動積立いたします。
	預入金額	1回あたり100円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	適用利率	「こども積立定期預金の仕組み」に記載の方法で定められた定期預金の期間(預入日から満期日又は該当の利息計算日までの期間)に応じて、以下の店頭表示利率に年0.10%を上乗せした金利を適用します。 ・定期預金の預入期間が6か月未満の場合 預入日現在における3か月物スーパー定期・3か月物スーパー定期300 ・定期預金の預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入日現在における6か月物スーパー定期・6か月物スーパー定期300 ・定期預金の預入期間が1年以上2年未満の場合 預入日現在における1年物スーパー定期・1年物スーパー定期300 ・定期預金の預入期間が2年以上3年未満の場合 預入日現在における2年物スーパー定期・2年物スーパー定期300 ※ 満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。
	利払方法	払い戻し時に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円、1年を365日として日割計算をします。
税金		受取利息は源泉分離課税の対象となり、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 平成25年1月1日以降、源泉分離課税の場合、復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
手数料		—
付加できる特約事項		有資格者についてはマル優をご利用できます。

中途解約時の取扱い	満期日前に中途解約する場合は、定期預金ごとに預入日から解約日の前日までの日数(預入期間)について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 (1) 預入期間が6か月未満の場合……………解約日における普通預金の利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満の場合…約定利率×50% (3) 預入期間が1年以上の場合……………約定利率×70%
預金保険制度	預金保険の対象です。同保険の範囲内で保護されます。
その他参考となる事項	・口座名義はお子さまのご両親又は祖父母の方となります。 ・自動積立の手続方法など詳細は窓口にお問合せください。 ・最新の利率については窓口にお問い合わせください。
当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109又は03-5252-3772

令和4年4月1日現在